

令和 年 月 日

保護者様

新潟県立柏崎特別支援学校長

学校感染症による出席停止について（お知らせ）

お子さんがかかっている（と思われる）下記の病気は学校保健安全法により、学校における感染症として指定されています。他の児童生徒にうつるおそれのある期間は、出席停止となり登校できません。

必ず医師の診断を受け、医師から登校しても良いと言われたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、登校してください。（出席停止の期間は、欠席になりません。）

区分	病名又は状況（該当を□で示す）		出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1) 新型コロナウイルス感染症		治癒するまで ※新型コロナウイルス感染症は 登校許可証不要
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ※登校許可証は不要。療養解除届を提出	
	せき 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	しん 発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	感染のおそれなくなるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症・溶連菌感染症 ・（ ）		感染のおそれなくなるまで

-----（切り離さないこと）-----

登校（授業）許可証

新潟県立柏崎特別支援学校長 様

部 年 氏名

上記の疾病については、他の児童生徒に感染するおそれなくなったため、登校を許可します。

1. 診断日 年 月 日

2. 登校可能日 年 月 日から

令和 年 月 日

医療機関・医師氏名